

●香川県告示第426号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、令和3年内水面漁場公示第1号（以下「公示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、令和3年11月1日次のとおり免許した。

令和3年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 免許番号 別表のとおりとする。
- 2 漁場の位置及び区域並びに漁業の種類及び漁業時期 公示のとおりとする。
- 3 免許の存続期間 令和3年11月1日から令和6年3月31日まで
- 4 条件 公示のとおりとする。
- 5 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	公示中の番号	漁場の区域 (池名又は河川名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内区第 201号	内区第1号	東かがわ市引田4373番地1 (安戸池)	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661 番地44
内区第 173号	内区第2号	仲多度郡多度津町大字山階 水附2296番地（白方池）	大森和夫	仲多度郡多度津町北 鴨一丁目2番6号